

パーソナルデータに関する検討の動き

北澤 一樹 ●弁護士 弁護士法人英知法律事務所

需要は高いが法規制が未整備なパーソナルデータの利活用について、各省庁が提言や報告を公表している。関連して個人情報保護法改正の動向も注目される。

2012年度から本年にかけ、各省庁よりパーソナルデータ*1に関する重要な報告が相次いで公表されている。パーソナルデータ（以下、PD）の利用については、各企業による利活用の要請が高まる一方で、利活用に関する明確な法規制や解釈が整備されているわけではない。また、最近では、利用者に無断で収集したPDが第三者に提供されていることが問題視される事態も生じている（例えば、注目を集めたJR東日本の事例についても、個人情報保護法の解釈が不明確であることが原因であるとする意見もある）。本稿では、かかる特性をもつPDに関する上記各報告の概要を紹介するとともに、個人情報保護法の改正も含めた今後の動向についても取り上げる。

■スマートフォンプライバシーイニシアティブ（総務省）

2012年8月に、総務省から「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」（以下、SPI）が公表された*2。SPIは、スマートフォンの普及に伴い、利用者情報を十分な説明がないまま取得・活用するアプリが目立っていたことから、利用者情報の適切な取り扱いとリテラシー向上によるスマートフォン市場の中長期的発展を目的として、

利用者が安心・安全にサービスを活用できるための対策を提案するものである。

SPIの提案事項は複数あるが、その中でも重要なものは、利用者情報の取得の際に、事業者が自主的に行うことを推奨されるものをまとめた「スマートフォン利用者情報取扱指針」である（SPIの54頁以下に記載）。具体的には、総論として、基本原則（透明性の確保、利用者関与の機会の確保、適正な手段による取得の確保、プライバシー・バイ・デザイン*3等）を示した上で、プライバシーポリシーの作成等が提案されている。プライバシーポリシーについては、必要とされる記載項目も紹介されている。

SPIにおけるこれらの指針は、あくまでもスマートフォンの利用者情報に限定されたものではあるが、従前必ずしも明確ではなかった個人情報保護法とプライバシーに関するルールを統合的に示した点で、参考になるものと思われる。

■IT融合フォーラムパーソナルデータWG報告書（経産省）

2013年5月には、経済産業省から「パーソナルデータ利活用の基盤となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて」（以下、経産省報告）が

1
2
3
4
5

公表された*4。経産省報告では、PDを積極的にビジネスの新サービスに利活用するためには、その利活用について消費者が十分に理解をして納得・受容し、その結果として消費者・事業者間の信頼関係を構築することが必要であるとの見地が示されている。そして、このような見地から、(1)分かりやすい表示のための工夫、(2)情報提供機関の活用、(3)消費者による開示情報の選択、などの提言がされている。

■ パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書（総務省）

2013年6月には、総務省より「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」（以下、総務省報告）が公表された*5。総務省報告は、PD利活用とプライバシー保護等の調和を図り、国民の不安を解消しつつPDの利用と流通の促進を図り、併せて国際的に調和のとれた制度を構築することを目指すべく、PDの利活用のルールを明確化を提言するものである。

総務省報告では、PDの利用と流通の促進のための方策として、(1)現行制度を前提として先行的に実施すべき方向性と、(2)制度の創設・改正を含め、本格的な実施のための方向性が提示されている。

(1)の先行的に実施すべき方向性としては、(ア)PDの利活用の枠組みの体系、(イ)保護されるPDの範囲、(ウ)PDの利活用のルールの内容の在り方、(エ)PDの利活用のルール策定の在り方、(オ)PDの利活用のルールの遵守確保の在り方、(カ)PDの保護のための関連技術の活用、(キ)国際的なPDの利用・流通の確保が提示されている。以下、(ア)～(キ)の概要を紹介する。

● (ア) PDの利活用の枠組みの体系

以下に示す「基本理念」および「PD利活用の

7原則」を示しつつ、PD利活用のルールは、これらの基本理念と原則を踏まえ、策定、運用、解釈される必要があると提言されている。

基本理念：PDの保護は主としてプライバシー保護のために行うものであるが、プライバシーの価値は絶対的ではないこと。

PD利活用の7原則：①透明性の確保、②本人関与の機会の確保、③取得の際の経緯（コンテキスト）の尊重、④必要最小限の取得、⑤適正な手段による取得、⑥適切な安全管理措置、⑦プライバシー・バイ・デザイン

● (イ) 保護されるPDの範囲

保護されるPDの範囲については、上記基本理念をふまえて、実質的にPDと特定の個人の結びつき（個人識別性）が強い場合かどうかにより判断すべきとされている。

なお、総務省報告書では、このようにプライバシー保護という基本理念をふまえて実質的に判断される個人識別性のことを「実質的個人識別性」と定義している。

● (ウ) PDの利活用ルールの内容の在り方

PDの利活用ルールの内容の在り方については、①PD取得の際の経緯に沿った取り扱いをするかどうか（例えば、利用者からのPD取得の状況から見てPDの利用目的が明らかかどうか）、②保護されるPDのプライバシー性の高低等に場合分けをした上で、本人からの同意の取得の要否及び取得方法について提言がされている。

● (エ) PDの利活用ルール策定の在り方

ルール策定にあたっては、関係者の意見を的確かつ迅速に反映する必要性が高いことから、マルチステークホルダープロセス（国、企業、消費者、有識者など多種多様な関係者が参画するオー



1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014

[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2014年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

✉ iwp-info@impress.co.jp